65歳以上の人の介護保険料が変わります

第6期計画の策定に伴い、介護保険料の所得段階は次のとおり変わります。介護保険料は第5期の基準額（3,680円）と比べて上昇し、4,250円を基準額（県内5番目に低い金額）として設定しました。これは、高齢者数の増加により、必要な介護保険給付費が増えることを見込んだためです。

納めていただく介護保険料額は、7月中旬に通知書を送付しお知らせする予定です。

▶問合せ　長寿介護課　介護保険係（☎95－0122）

第1号被保険者　65歳以上の人の保険料

保険料は前年の所得金額などによって分かれます

●65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

知立市の基準額　4,250円（月額）

（全国平均5,514円　愛知県平均5,191円）

●「基準額」は所得段階区分の「第5段階」の額にあたります。
●その「基準額」をもとに、所得金額によって12段階（従前は11段階）の保険料に分かれます。

	所得段階		知立市の基準額×調整率	所得段階別の保険料（年額※）
本人非課税	第1段階	●生活保護受給者の人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の人または前年の合計所得金額と公的年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	22,900円
	第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.70	35,700円
	第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階対象者以外の人	基準額×0.70	35,700円
	第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯の中に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入金額が80万円以下の人	基準額×0.80	40,800円
	第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯の中に市民税課税者がいる場合で、第4段階対象者以外の人	基準額×1.00	51,000円
本人課税	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	61,200円
	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	66,300円
	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	76,500円
	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上400万未満の人	基準額×1.70	86,700円
	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万未満の人	基準額×1.80	91,800円
	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万未満の人	基準額×1.90	96,900円
	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	102,000円

8月から介護保険制度が変わります

～①介護サービスを利用するときの自己負担割合が変わります～

▶介護サービスの負担割合

介護サービスを利用したときの負担割合は、原則として実際にかかる費用の1割、または65歳以上で一定所得以上の人は2割になります。（ただし、利用者の負担額には月額の上限額があるため、実際の負担は、自己負担が2割になった全員が2倍になるわけではありません。）利用者負担の割合は、介護保険負担割合証をご確認ください。

▶2割負担となる人

65歳以上で本人の合計所得金額（収入から必要経費を控除した額）が160万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担のままとなります。

負担割合は、個人の所得で決まるので、同じ世帯でも負担割合が異なることがあります。

▶介護保険負担割合証とは

介護保険負担割合証とは、介護サービスを受けるときの自己負担割合を示す証明書となり、要介護認定を受けている人を対象として、7月下旬ごろに発送させていただきます。介護保険負担割合証は、介護サービスを利用するときに必要となりますので、介護サービスを利用するときには必ず提示してください。

負担割合証の有効期限は、8月1日～翌年7月31日までの1年間です。負担割合証は毎年更新され、前年の所得によって負担割合が決定します。

～②高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります～

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並みの所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて65歳以上の人の収入が単身383万円以上、2人以上で520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

～③高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります～

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、8月の計算期間分から変更されます（70歳未満の人のみ変更されます）。

～④特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります～

Ⅰ．住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合。

Ⅱ．住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1千万円、夫婦2千万円）を超える場合。

Ⅰ、Ⅱのいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

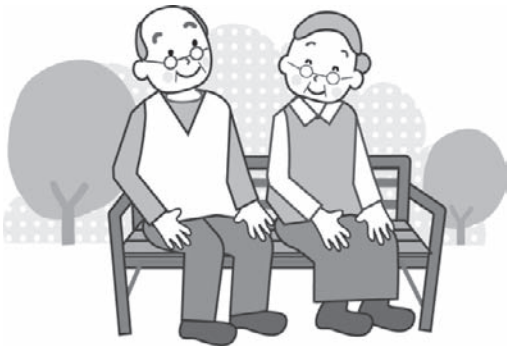

▶問合せ　長寿介護課　介護保険係（☎95－0122）